

令和6年度旭川市農業委員会10回総会議事録

- 1 開催日 令和7年1月27日（月曜日）
- 2 開催時間 午後4時30分開会 午後4時55分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 24名

2番・北原 浩美	3番・松原 朗	4番・吉田 豪人	5番・市田 敏行
6番・佐藤 絢也	7番・佐藤 慎二	8番・川上 和幸	9番・小出 範之
11番・湯浅 光二	12番・楠 栄	13番・請川 幹恭	14番・石尾 卓也
15番・只石 博幸	16番・柿木 和恵	17番・廣田 健太郎	18番・廣瀬 康行
19番・小竹 一茂	20番・山中 泰典	21番・千代 圭	22番・佐藤 博則
24番・高橋 一政	25番・前田 靖雄	26番・山田 孝	27番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員

1番・橋本 幸博	10番・中島 張	23番・鈴木 剛
----------	----------	----------
- 6 事務局職員

太田事務局長	有馬事務局次長	栗山副主幹
西村副主幹	稲場主査	皆川主査
川原主任		
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 16番・柿木 和恵 17番・廣田 健太郎
- 10 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (5) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (6) 報告第3号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について
 - (7) 報告第4号 現地目証明願について（専決）

- 議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第10回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は24名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員等の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

- 事務局（有馬次長） 事務局。
御報告申し上げます。本日の総会に、1番橋本委員、10番中島委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号16番柿木委員、17番廣田委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

- 事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページないし6ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が7件、使用貸借権の設定が3件の合計10件です。
地区の内訳ですが、所有権移転は永山地区が1件、江神地区が2件、西神楽地区が1件、東旭川地区が3件、使用貸借権の設定は西神楽地区が2件、東旭川地区が1件となっております。
番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号2番ないし6番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号7番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に無償で譲渡し、譲渡人、譲受人それぞれが効率的に耕作しようとする案件でございます。
番号8番ないし10番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に所有する農地を無償で貸し付ける案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページないし10ページの農地法第3条調査書

のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは7ページ及び8ページ、議案補足資料は11ページないし25ページでございます。

まず、番号1番につきましては、農用地区域内農地において、砂利採取のために一時転用をするものであります。

議案補足資料11ページの位置図を御覧ください。

申請地はJR永山駅から南東へ約2.5kmに位置します。

次に、資料12ページ土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、有刺鉄線による柵で囲われ、沈殿池が設置される計画です。

審査内容の概要につきましては、資料13ページの総括表に記載しております。詳しくは資料14ページ及び15ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいますようお願いいたします。

続きまして議案書 番号2番を御覧ください。

本件も、農用地区域内農地において、砂利採取のために一時転用をするものであります。

議案補足資料16ページの位置図を御覧ください。

申請地はJR北永山駅から南東へ約2.1kmに位置します。

次に、資料17ページ土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、危険表示や有刺鉄線による柵で囲われ、沈殿池が設置される計画です。

審査内容の概要につきましては、資料18ページの総括表に記載しております。詳しくは資料19ページ及び20ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいますようお願いいたします。

続きまして議案書 番号 3 番を御覧ください。

本件は、第 2 種農地において、犬の繁殖施設及び駐車場を新設するものがあります。

議案補足資料 2 1 ページの位置図を御覧ください。

申請地は JR 東旭川駅から東へ約 2.7 km に位置します。

次に、資料 2 2 ページ土地利用計画図を御覧ください。

申請地は譲受人の既存事業地に隣接し、犬舎の増設及び職員や来客者用の駐車場を設置する計画です。

審査内容の概要につきましては、資料 2 3 ページの総括表に記載しております。詳しくは資料 2 4 ページ及び 2 5 ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第 2 号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第 2 号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第 3 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
日程第 3 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは 9 ページないし 5 0 ページでございます。
審議対象は利用権設定 9 2 件で、地区ごとの件数は東鷹栖地区 2 4 件、江神地区 3 件、西神楽地区 3 件、東旭川地区 6 2 件となっております。
面積は 2 4 8. 6 ha でございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第 1 2 条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
利用権設定の番号 2 9 番及び 3 0 番につきましては、小出委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委員（小出 範之） （小出委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。

議案書の26ページ及び27ページ、利用権設定の番号29番及び30番は、期間満了による再設定でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号29番及び30番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号29番及び30番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（小出 範之） （小出委員 着席）

○議長（山田 孝） 小出委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号31番及び32番につきましては、滝川委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委員（滝川 岳雪） （滝川委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。

議案書の27ページ、利用権設定の番号31番は、期間満了による再設定、28ページ、番号32番は稼働力不足を理由とした新規案件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号31番及び32番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号31番及び32番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員（滝川 岳雪） （滝川委員 着席）

○議 長（山田 孝） 滝川委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号５７番につきましては、高橋委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員（高橋 一政） （高橋委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
議案書の３６ページ、利用権設定の番号５７番は、借主を変更する案件でございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号５７番について審議願います
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号５７番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員（高橋 一政） （高橋委員 着席）

○議 長（山田 孝） 高橋委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号７５番、７６番及び９２番につきましては、小竹委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員（小竹 一茂） （小竹委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
議案書の４３ページ、利用権設定の番号７５番及び７６番、議案書の５０ページ、利用権設定の番号９２番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号７５番、７６番及び９２番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、利用権設定の番号75番、76番及び92番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員 (小竹 一茂) (小竹委員 着席)

○議 長 (山田 孝) 小竹委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号79番につきましては、廣田委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員 (廣田 健太郎) (廣田委員 退席)

○議 長 (山田 孝) それでは、事務局から説明いたします。

○事務局 (川原主任) 事務局。
議案書の44ページ、利用権設定の番号79番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。

○議 長 (山田 孝) それでは、利用権設定の番号79番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、利用権設定の番号79番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員 (廣田 健太郎) (廣田委員 着席)

○議 長 (山田 孝) 廣田委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号88番ないし90番につきましては、請川委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員 (請川 幹恭) (請川委員 退席)

○議 長 (山田 孝) それでは、事務局から説明いたします。

○事務局 (川原主任) 事務局。
議案書の48ページ及び49ページ、利用権設定の番号88番ないし90番は稼働力不足を理由とした新規案件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号８８番ないし９０番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号８８番ないし９０番について異議なしと認め、
計画を決定いたします。

○委員（請川 幹恭） （請川委員 着席）

○議長（山田 孝） 請川委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
利用権設定の９２件のうち、議事参与制限の１２件を除いた８０件は、期
間満了による再設定が５１件、借主変更が２２件、解約再設定が４件、稼働
力不足等を理由とした新規貸付が３件となっております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の１２件を除
いた８０件について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号１番ないし２８番、３３番ないし５６番、５８
番ないし７４番、７７番及び７８番、８０番ないし８７番及び９１番について
「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第４報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」ですが、
これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第４報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を御
説明いたします。議案書の該当ページは５１ページないし５５ページでござ
います。

本件につきましては、報告対象期間中に13件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区3件、江神地区2件、西神楽地区2件、東旭川地区6件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは57ページないし65ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で8件、永山地区で1件、江神地区で3件、西神楽地区で1件、東旭川地区で5件、合計で18件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第3号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。

日程第6報告第3号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について」

を御説明いたします。議案書の67ページ及び議案補足資料の26ページを御覧ください。

農地法第52条及び旭川市農業委員会農地の賃借料情報提供実施要領に基づき、令和6年1月から12月までに公告等を行った賃貸借を集約し、議案書のとおり算出いたしました。

算出した結果は1月6日に議案補足資料のとおり、ホームページで公表しました。

なお、昨年7月に開催しました委員協議会でも確認したとおり、今回から水張面積で賃借料を算出したものを対象に水張面積10アールあたりの単価についても算出し、公表しております。

以上につきまして、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第4号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第7報告第4号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案書の該当ページは69ページでございます。

本件は、報告対象期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が3件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度旭川市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 柿 木 和 恵

署名委員 廣 田 健 太 郎